

令和7年10月29日

各生活保護法指定医療機関 事務御担当者様

刈谷市社会福祉事務所長 加藤直樹  
(公印省略)

#### 医療券・調剤券発行に係る依頼方法の変更について（通知）

平素より生活保護法による医療扶助にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、医療扶助オンライン資格確認等で資格確認ができない者（裏面「医療扶助独自のメリット①」<未委託のパターン>）が受診したときの医療券・調剤券の発行依頼について下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。

記

#### 1 変更内容

|      | 従来 | 今後                         |
|------|----|----------------------------|
| 依頼方法 | 電話 | 原則オンライン ※下記URL等から請求してください。 |

#### 2 請求先

<https://ttzk.graffer.jp/city-kariya/smart-apply/surveys-alias/MedicalVoucher>



連絡先 刈谷市役所福祉健康部生活福祉課生活保護第1係・第2係

電話 0566-62-1038

FAX 0566-24-2466

Eメール seifuku@city.kariya.lg.jp

## 【参考】医療扶助オンライン資格確認における関連資料

**医療扶助独自のメリット① 未委託の資格確認の把握**

- 未委託の医療機関・薬局でオンライン資格確認を実施した場合には、**未委託の資格確認である旨を表示するため**、未委託の資格確認時に必要な医療機関・薬局から福祉事務所への医療扶助の利用可否確認※2を確実に行うことができます。

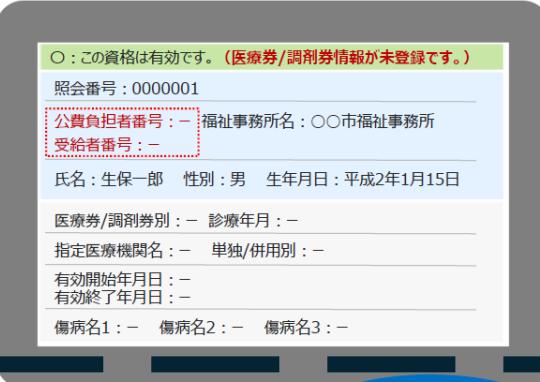
**<通常パターン>**

**委託先の医療機関・薬局での資格確認時の表示画面イメージ**



**<未委託のパターン>**

**未委託の医療機関・薬局での資格確認時の表示画面イメージ**



未委託の状態での診療報酬請求を防止するために公費負担者番号・受給者番号を連携しません

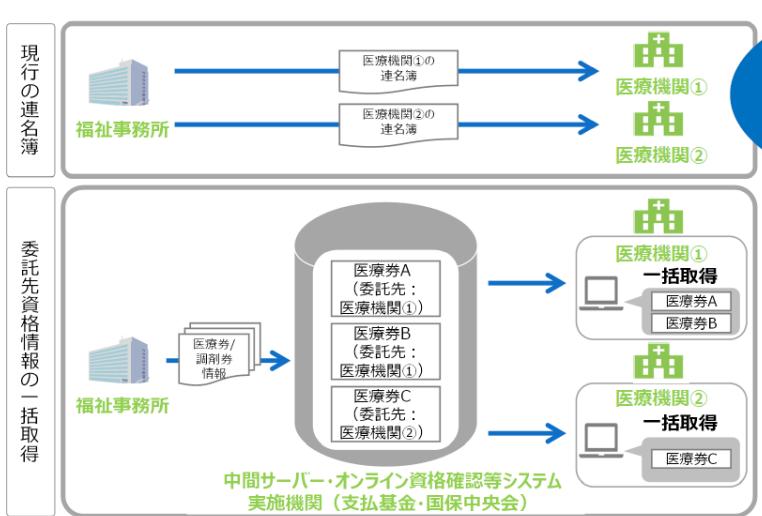
※1 医療扶助においては、被保護者が受診等を行う医療機関・薬局を、事前に福祉事務所が決定・委託する仕組みになっています。

※2 未委託の医療機関・薬局に被保護者が来院した際に、受診等の可否を医療機関・薬局から福祉事務所へ電話等で確認を行っている運用のことを指します。5

**医療扶助独自のメリット② 医療券/調剤券情報及び資格情報の一括取得**

- 自医療機関・薬局が委託先として登録されている**医療券/調剤券情報及びひも付く資格情報をオンラインで一括取得でき、レセプトコンピュータに連携することによって自動で取り込める**ようになります。
- 福祉事務所側における情報登録の遅延、未委託の医療機関・薬局での受診等の場合においても、福祉事務所が事後的に登録した情報について、被保護者の再来院なしで**被保護者の情報の閲覧が可能**になります。

委託先資格情報を一括で取得する仕組み（イメージ）



医療などの委託を受けていない状態で受診等があり、事後に福祉事務所にて医療券/調剤券情報の登録が行われた場合にも、一括取得の対象となる。

引用「医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き Ver1.4」医療機関等向け総合ポータルサイト掲載

6